

太陽グラントソントン Advisory Insights

コーポレートファイナンス

今回のテーマ： 英国M&Aに係る会計・税務上の論点

はじめに

昨今の英国は、2020年1月末日に欧州連合（EU）を正式に離脱（Brexit）、その後新型コロナウイルス（COVID-19）の猛威にさらされ、本稿執筆時点（2022年1月）においてもオミクロン株の影響により医療従事者をはじめとりわけサービス産業分野において深刻な人手不足に直面しています。またエネルギー価格の高騰からインフレ懸念が取り沙汰される等、ネガティブな話題に事欠かない印象です。他方でCOVID-19 対応では世界最速でワクチン接種を進めることに成功し、まだ収束にはほど遠いものの、厳格なロックダウンを避けながら、経済活動を再開しています。加えてフィンテックやカーボンニュートラル等ベンチャー企業育成に積極的なビジネス環境、多様な文化を受け入れる国民性等は、引き続きビジネス上魅力的な要素となっています。

本稿では、英国の会計・監査、税務制度について、概観を示すとともに、特にM&Aに関連して留意すべきポイントについて解説致します。なお、本稿記載の情報は2021年12月末時点のものであり、また本文中意見に係る部分は筆者の私見であることを予めお断り致します。

英国会計・税務制度概観

(1) 会計・監査制度

英国において準拠すべき会計基準には英国版 IFRS 基準（以後、英国版 IFRS という。）及び英国基準（以後、FRS という。）が存在し、会社法（Companies Act 2006）において、公開/非公開、連結/個別の区分により適用すべき会計基準、報告期限等が定められています。また、英国内のすべての企業が Companies House（会社登記所）に年次財務報告を提出する義務があることから、規模により開示対象範囲に差はあるものの、非公開会社も含め全ての会社の決算情報が公衆の縦覧に供されます。

a) 公開会社

連結財務諸表は英国において認められた英国版 IFRS に基づいて作成される必要がある（Companies Act 404）とともに、決算日から6ヶ月以内に、Companies House（会社登記所）に提出する必要があります。さらに、上場規則に基づき、決算日から4ヶ月以内に年次報告書を取引所に提出しなければならない（Disclosure guide and Transparency rules 4.1.3）ため、決算作業及び会計監査についても、実質、この4ヶ月の期日をターゲットとして進められることとなります。

なお、「英国版 IFRS」については、Brexit 前は「EU 版 IFRS」とされておりましたが、Brexit に伴い定義が変更されています。双方とも国際会計基準審議会（IASB）の作成した IFRS をそのまま受け入れるものではなく、EU あるいは英国での採択のタイミング等により適用される範囲が異なる可能性がある点に留意が必要です。

b) 非公開会社

非公開会社は、連結・個別財務諸表いずれにおいても、英国版 IFRS もしくは FRS に基づいて作成することが可能であり、決算日後9ヶ月以内に、Companies House に提出する必要があります。

c) 連結財務諸表作成要否

英国法人が連結子会社を有する場合、会社法上原則として連結財務諸表の作成が必要となりますが（Companies Act 399）、後述の小規模会社に該当する場合、あるいは自身が日本親会社の100%子会社であり、親会社の監査済み財務諸表の複写が Companies House に提出されていること等の条件を充足する場合、連結財務諸表の作成は免除されます（Companies Act 400, 401）。

d) 英国基準（FRS）について

FRS は IFRS（IASB の策定した国際会計基準）に基づき作成された会計基準ですが、細部において異なる点が複数存在します。大きな相違点は、下表のとおりです。

論点	FRS	IFRS
のれん	<ul style="list-style-type: none"> 使用可能期間にわたり償却 信頼性のある使用可能期間が見積もれない場合、最長使用可能期間は10年を超えてはならない。 	のれんは償却されない
収益認識	収益を物品、サービスの提供、工事契約等に区分し、それぞれの収益認識要件を規定	IFRS15 に定められた5つのステップに従って履行義務を識別し、当該義務の充足方法に応じて収益認識
開発費	資産計上、費用処理を継続適用を条件として選択	一定の要件を充足した開発費は資産計上しなければならない
リース (借り手)	ファイナンス・リース、オペレーティング・リースに区分し、前者はオンバランス、後者はリース料を費用処理	IFRS16 に基づき、少額・短期リース等の例外を除き、原則としてオンバランス処理
借入費用	資産計上、費用処理のいれか選択可	一定の要件を充足した場合、資産計上しなければならない

e) 監査制度

- 原則

英国においては、小規模会社や休眠会社等一部の例外を除き、原則として全ての会社が会計監査人を選任し、監査を受ける必要があります。

- 監査免除要件

英国会社法上の小規模企業に該当する場合、法定監査の免除を受けることができるとされており、小規模会社の要件としては、以下3つの条件のうち最低2つを充足することが求められています（Companies Act 382, 476, 477）。

- 売上高が10.2百万ポンドを超えない
- 総資産が5.1百万ポンドを超えない
- 年間平均従業員数が50人を超えない

ただし、上記要件は日本親会社等含めたグループ単位で判断されるため（Companies Act 479）、注意が必要です。

(2) 税務

a) 法人税

- 税率

現状標準税率は19%となっていますが、2021年6月10日に公布された **Financial Act 2021** に基づき、2023年4月1日以降開始事業年度から、25%となります。ただし、利益が50,000£以下の企業は引き続き19%の税率とされており、また、利益額50,001£～250,000£の企業については、利益額に応じて段階的に税率が上がる仕組み（**Marginal relief**）が導入されます。なお、利益額250,000£超の企業は、原則どおり25%となります。

- 申告納付期限

課税事業年度終了後12ヶ月以内に申告する必要があります。また、納付は9ヶ月と1日以内に実施することとされています（別途利益額が1.5百万£以上、あるいは20百万£以上の大企業については、四半期ごとに分割納付義務あり）。申告遅延に対しては、1日遅れた場合に100£の罰金が課せられるとともに、以後3ヶ月超過、6ヶ月超過するごとに罰金が課せられます。また、納付期限までに納付がなされない、あるいは納付不足がある場合、年利2.6%の延滞税が課せられます。

b) 源泉徴収税

源泉徴収税に関し、日英租税条約に基づき、以下の税率が定められています。

項目	英国国内法	租税条約
配当	免税	1) 免税（持株割合10%以上、保有期間6ヶ月以上の場合） 2) 10%（上記以外）
利子	20%	免税
ロイヤリティ	20%	免税

なお、英国国内法において配当は源泉税が課されない（国内法が有利）ことから、英国から、日本への配当は免税となります。

c) PAYE / 国民保険料 (NICs)

PAYE (Pay As Your Earn) は、従業員に対して課せられる税金であり、雇用主からの毎月の給与支払時に控除される形で課税されます（2021年4月6日開始課税年度は12,570£までの給与支払額に対しては免税）。税率は、所得に応じた累進課税となっており、従業員が負担する国民保険料（**National Insurance Contributions**）も、雇用主負担分と合わせて給与から源泉徴収され、税務当局に支払われます。

d) 付加価値税 (VAT)

付加価値税（**VAT**）の標準税率は20%とされており、対象となる物品・サービスごとに異なる税率（5%（家庭向け燃料・電力）もしくは0%（多くの食品等））が定められています。原則として3ヶ月ごとに申告が求められており、各計算期間終了日から1月と7日以内に申告・納付する必要があります。

e) 移転価格税制

i. 関連者の定義

直接又は間接的に管理関係、支配関係があることと定義がなされています (TIOPA10 S157 to S163)。なお、現行の英国における移転価格の実務においては、英国国内での取引に関しても適用がなされる点に、留意が必要です。(ただし、税務調査において詳細な調査の対象となるのは、国外取引が中心です。)

ii. 文書化について

英国の移転価格文書についてはInternational Manual 483030にて要求事項が定められており、原則として独立企業間価格に基づいて取引がなされていることを示す必要があります。納税時の文書提出は求められていないが、税務調査に際して要請があった場合には30日以内に提出する必要があります。また、連結総収入金額が750百万€以上の多国籍企業グループの最終親会社は、国別報告書の提出が義務付けられています。

英国税務当局では、2021年6月1日を期限として移転価格文書に係るコンサルテーションを実施しており、その中で、International Dealings Schedule と呼ばれるクロスボーダー取引の明細を税務申告文書の一部として導入することが検討されている他、今後より詳細な文書化ルールも定められる可能性があります。

M&Aにおける留意点

(1) 税務遡及期間

原則として(税目により一部例外あり)、英国税務当局(HMRC)は、各課税年度末から4年間遡って税務調査を実施することが可能とされています。ただし、軽微な誤謬があった場合には6年間、意図的な不正や過失があった場合20年間遡ることができることとされています。したがって、税務デューデリジェンスの実施対象期間の決定に際しては、当該遡及期間も考慮する必要があります。

(2) 繰越欠損金

繰越欠損金は、原則として無期限で繰り越すことが可能とされています。ただし、2017年4月1日以降に生じた欠損金については使用限度額が定められており、課税所得5百万£以下の部分は全額、5百万£超の部分は50%相当額までとなります。また、繰り越しの他、1年間の繰り戻しも認められています。

M&Aにより支配株主の変更があった場合、具体的には、1)一の者が50%超の株式を取得する場合、もしくは2)複数の者がそれぞれ5%以上の株式を取得しその合計が50%超となる場合において、当該支配権の異動が生じる前3年間と異動後5年の期間において事業に重要な変動がある場合、欠損金の利用が制限されます。したがって、対象会社に多額の繰越欠損金が存在する場合、M&A実行後の利用可能性について慎重に検討する必要があります。

(3) Off-payroll working rules (IR35)

IR35とは、実質的には会社の被雇用者であるにも関わらず、労働者が仲介業者等を介して会社と契約することで、所得税及び社会保険料負担を回避しようとするスキームに対する処置として導入されているものです。当該ルールの適用は従前公営企業に対してのみでしたが、2021年4月6日から、民間の中規模以上の企業にも対象が拡大しています(「中規模」の定義は、上記監査免除要件に該当しない企業とされています)。対象会社が業務委託する労働者が当該ルールに該当する場合、多額の未払税金、保険料が発生する可能性もあるため、特に税務・法務デューデリジェンスの実施に際しては留意が必要です。

(4) IFRS の適用について

上述のとおり、IFRS と FRS の間には、少なくない差異が存在しています。日本親会社が IFRS を採用している、あるいは採用予定であって、M&A の実行により対象会社が日本親会社の連結グループに入ることとなる場合、連結グループ全体への重要性等勘案し、IFRS の採用（あるいは IFRS への会計方針の変更）も検討余地があるものと考えられます。

(5) 監査済み財務諸表の信頼性

英国法人は、上述の通り原則として法定監査を受けていることが多いと想定されますが、特に中小規模の法人にあっては、記帳代行業務も当該監査人と同一の事務所が担っているケース等も少なくありません。そうした場合、監査の厳格性、及び監査上の重要性の考え方について、日本の上場会社と比較して緩い水準であることもあり得ます。したがって、財務デューデリジェンスにおいては、監査報告書上無限定適正意見が表明されている場合であっても、調査範囲や深度を限定するようなことはせず、詳細調査が必要な科目、領域については特に慎重に検討する必要があります。

おわりに

冒頭述べたように、英国はCOVID-19 の影響を最も受けた国・地域の一つではあり、経済活動の完全な回復にはまだ時間を要すると思われるものの、引き続きビジネス環境として魅力的な地域であり、欧州市場への進出を検討するにあたり重要な拠点と言えます。また日英経済連携協定の締結など、日英間での貿易、ビジネスを促進する明るい話題も出てきています。本稿が英国諸制度理解の一助になれば幸いです。

以上